

名簿登録者を指名停止

1 事案の概要

公正取引委員会は、香川県発注の特定土木一式工事の入札参加業者に対し、令和8年6月25日、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反するものとして、独占禁止法の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

このことは、三木町物品の買入れ等に係る指名停止等措置要綱別表第6号（独占禁止法違反）に該当するので、同要綱第2条1項に基づき、指名停止の措置を講じる。

2 指名停止業者名、所在地及び指名停止期間

南部開発株式会社 代表取締役 杉田哲也

香川県高松市勅使町299-2

令和8年7月9日 から 令和9年3月8日（8か月）